

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未納となっていることが分かった。
しかし、申立期間当時、国民年金保険料に相当する現金を母親に渡して納付してもらっていたので、納付方法については分からないが、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険被保険者資格の喪失後に行うこととされている国民年金への切替手続についても、申立期間を除く 5 回の手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人は保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親は、「束になった国民年金保険料の納付書により、自宅近くの農業協同組合の支所において、申立期間に係る保険料を納付していた。」と供述しているところ、申立期間当時に、申立人の自宅近くに農業協同組合の支所があり、同支所は、申立人が居住する市の指定金融機関となっていたことが、同農業協同組合及び同市の回答により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低くなっていることが分かった。
しかし、申立期間を含め、A社B事業所に勤務していた期間に給与が下がった記憶は無いので、申立期間について、給与支給額に見合うものとなるよう標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳（写）及びD健康保険組合から提出された健康保険の資格喪失届（写）に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも 16 万円となっており、オンライン記録と一致している。

また、A社B事業所は、申立期間当時の賃金台帳等を既に廃棄していることから、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については、不明としているが、申立期間当時に給与計算を担当していた総務課の従業員 1 人は、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を、従業員の給与から控除していた。」と証言している。

さらに、上記従業員 1 人は、申立人の標準報酬月額について、「申立人が A社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した当時（平成 2 年 4 月）は、従業員の残業が常態化していたので、同事業所は、残業手当を見込んだ給与支給額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たが、その後の定時改定時（平成 2 年 10 月）前には、仕事の受注が減り、申立人が所属する部署においては、残業がほとんどなくなっていたので、当該定時

改定時には、実際の給与支給額に合わせて減額した標準報酬月額を届け出たのではないかと思われる。」と証言しているところ、申立人同日（平成2年4月28日）にA社B事業所で被保険者資格を取得している従業員4人は、いずれも申立人と同様に、当該定時改定時に標準報酬月額が減額されていることが、オンライン記録により確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年8月2日から21年10月1日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。
しかし、DでA社の面接を受けて採用され、申立期間当時、E国（当時）にあった同社C工場に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社C工場に勤務していたことは、申立人から提出された履歴書（写）及び辞令通知（写）により確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和16年8月2日から17年5月31日までについては、厚生年金保険法（労働者年金保険法）の施行前であることから、申立人が、A社又は同社C工場において、当時の厚生年金保険（労働者年金保険）の被保険者となることはできなかつたと判断できる。

また、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和18年4月1日に厚生年金保険（労働者年金保険）の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、厚生年金保険法（労働者年金保険法）施行後の17年6月1日から18年3月31日までについては、同保険の適用事業所となっていない上、同法の規定により、同保険の被保険者は、17年6月1日から19年9月30日までについては、男子工員のみとされていたため、同社C工場において事務を担当していたとする申立人は、同保険の被保険者に該当しなかつたものと考えられる。

さらに、B社は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、申立期間

当時の資料が残っておらず不明としている上、申立人も、保険料の控除について、明確な記憶は無いとしている。

加えて、A社C工場は、外地（E国F省）にあったことから、申立期間のうち、厚生年金保険法（労働者年金保険法）施行後の昭和17年6月1日から21年10月1日までについては、厚生年金保険（労働者年金保険）の適用除外となっていたものと考えられる。

また、申立人が記憶しているA社C工場の同僚3人のうち、2人は、申立期間当時、厚生年金保険（労働者年金保険）に加入していなかったことが、オンライン記録により確認でき、残りの1人は、同記録に氏名が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間当時の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、時期は定かではないが、3年ぐらいA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、時期は特定できないが、A社に勤務していたことは、同社の回答及び申立期間当時、同社に勤務していた従業員4人の証言により推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない上、申立人が、申立期間当時に、同社において厚生年金基金に加入していなかったことが、同社が加入しているB厚生年金基金の回答書により確認できる。

また、A社の代表取締役（申立期間当時における代表取締役の妻で経理を担当。）は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、「申立期間当時の資料を廃棄している上、申立人の給与から保険料を控除していたかどうか憶えておらず、不明である。」と回答している。

さらに、上記代表取締役は、「申立期間当時、すぐに辞めそうな従業員、給与の手取額が多い方がよいとして厚生年金保険への加入を希望しない従業員については、申立人のような正社員であっても、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入し、このうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 47 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。